**平成２５年（再イ）第６６号**
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金881番地17
再生債務者　笠原　英明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（再イ）第７１号**
埼玉県入間市春日町１丁目２番５号
再生債務者　高橋　　亮
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２５年（再イ）第２８号**
神奈川県座間市相模が丘２丁目46番13―206号　リベール相模が丘
再生債務者　坪内　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（再イ）第３０号**
神奈川県座間市広野台１丁目４番16―308号　ライフレビュー小田急相模原
再生債務者　石井　政雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（再イ）第２２号**
愛媛県伊予市下吾川1793番地11
再生債務者　沖野　順一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日　　松山地方裁判所民事部

**平成２５年（再イ）第３３号**
佐賀県神埼市千代田町用作1907番地12
再生債務者　増岡　茂雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（再イ）第３６号**
佐賀県小城市牛津町乙柳881番地10　第一日の出ビル201号
再生債務者　下川　秀作
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（再イ）第３９号**
佐賀県佐賀市大和町大字久池井2298番地３
再生債務者　久保　久美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（再イ）第６号**
熊本県八代郡氷川町野津1830番地２
再生債務者　福田　泰弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月14日　熊本地方裁判所八代支部

## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

**中日本高速道路株式会社公告第 54 号**

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」１．⑶㉘、２．⑶２）⑬及び２．⑶４）⑭に基づく企画割引として下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年１月 24 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　金子　剛一

企画割引「速旅　Central Nippon Expressway Pass2014」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間から14日間のいずれかの間に、⑷に定めるインターチェンジ相互間を通行する普通車のうち、ＥＴＣクレジットカードを使用して通行料金の納付を行おうとする出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。なお、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための中日本高速道路株式会社への申込（以下「割引申込」という。）がなされ、かつ、中日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車及びＥＴＣクレジットカードを使用する場合に限る。）。

⑵　割引を適用した後の料金の額

割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、割引申込により指定された最大日数に応じて下表に掲げる額とする。

| 最大日数 | 普通車 | 最大日数 | 普通車 |
|---|---|---|---|
| ２日間 | 5,000円 | ９日間 | 12,000円 |
| ３日間 | 6,000円 | 10日間 | 13,000円 |
| ４日間 | 7,000円 | 11日間 | 14,000円 |
| ５日間 | 8,000円 | 12日間 | 15,000円 |
| ６日間 | 9,000円 | 13日間 | 15,500円 |
| ７日間 | 10,000円 | 14日間 | 16,000円 |
| ８日間 | 11,000円 | | |

⑶　実施する期間

平成26年１月25日から平成27年３月31日まで。

⑷　適用インターチェンジ

中央自動車道富士吉田線の高井戸インターチェンジから河口湖インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道西宮線の大月ジャンクションから小牧ジャンクションまでの間の各インターチェンジ及び小牧インターチェンジから八日市インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、中央自動車道長野線の岡谷ジャンクションから安曇野インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、第一東海自動車道の東京インターチェンジから小牧インターチェンジまでの間の各インターチェンジ、東海北陸自動車道の一宮ジャンクションから小矢部砺波ジャンクションまで